

岩倉市都市計画審議会会議録

- 1 日 時：令和3年3月11日（木） 午後3時00分～午後4時30分
- 2 場 所：岩倉市生涯学習センター 研修室1・2
- 3 出席委員：嶋田 喜昭・加藤 彰・櫻井 好・井上 剛・木ノ本 みゆき・石黒 里実
谷平 敬子・大野 慎治・水野 忠三・井上 真砂美・木村 冬樹
一宮建設事務所 企画調整監 小野口 勝久
江南警察署 交通課 小笠原 伸高
敬称略
- 4 欠席委員：山田 幹夫・竹内 祥浩
- 5 傍聴者数：0名
- 6 事務局：建設部長・都市整備課長・計画営繕グループ長
同主任・同技師
- 7 議 題：（1）岩倉市都市計画マスタープランについて
（2）岩倉市緑の基本計画について
- 8 審議内容：別添のとおり
- 9 そ の 他：生産緑地及び特定生産緑地について

岩倉市都市計画審議会会議録：令和3年3月11日開催

事務局：では皆様、大変お待たせをいたしました。ただ今より、都市計画審議会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、年度末のご多忙のところ、ご出席をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。ありがとうございます。

本日の会議でございますが、委員総数の1/2以上が出席しておりまして、定足数に達しておるということで、審議会の条例第6条に基づきまして、会議は成立をしているということをご報告させていただきます。

なお、他の公務がございまして、愛知県一宮建設事務所長様におかれましては、企画調整監の小野口勝久様、また、江南警察署長様におかれましては、交通課規制係長の小笠原伸高様に代理でご出席をいただいております。また、本日、山田委員様、そして竹内委員様につきましては、ご欠席とのご連絡をいただいております。また、木村委員につきましても、現在、欠席という連絡はいただいておりますが、もう少し遅れてみえるのかなということで、連絡を取らせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、市長より皆様にごあいさつを申し上げます。

市長：皆様、改めまして、こんにちは。岩倉市長の久保田桂朗でございます。本日は、岩倉市都市計画審議会を開催させていただきましたところ、本当に皆様、お忙しい中、また、新型コロナウイルスもまだまだ収束に遠いという状況のなかで、ご出席をいただきまして、本当にありがとうございます。

また、日頃から皆様には、岩倉市に格別なるご理解とご協力を賜っておりますことに、心からお礼を申し上げます。本当にありがとうございます。

折しも、今日は3月11日でございます。東日本大震災からちょうど10年ということで、ちょうど私もここへ来る直前に1分間の黙とうをさせていただいて、亡くなった方へのご冥福を改めてお祈りをさせていただきました。10年という年月の間に、一方では、かなり復興が進んでおる、そんな報道もされております。高台に区画整理を行って、住宅地が建設をされたり、あるいは、沿岸部は公園になって様々な緩衝帯がつけられたり、あるいは、小高い丘がつけられたりといったような、そんな風景も目にします。

そうしたまちづくりの計画、それはまさに今日ご審議をいただく都市計画マスタープランといったような、向こう10年間の計画でございますが、そうした計画、そして緑の基本計画でございます。環境問題につきましても、今、地球規模で我々が向かい合わなければいけない問題でもございます。こうしたことについて、これまで6回の検討委員会を開催させていただき、また、市民の皆様

さんにはアンケート調査、そしてパブリックコメントも実施をさせていただきまして、今日こうしたかたちで取りまとめをさせていただきました。

この都市計画マスタープランも岩倉市の第5次の総合計画と計画期間が同じ10年、令和3年度から12年度までの10年間ということ、緑の基本計画についても同様の期間でございます。そうした様々な計画と整合性を図りながら、これからの岩倉市のまちづくりについて、特にハードな部分、いろんな社会情勢の変化もでございます。今ちょうど、市の南西部に企業誘致を行っております。令和5年度から分譲が開始される、愛知県さんのご協力で本当に大きな事業が今、行われております。そして、スマートインターチェンジの課題、あるいは、来たるべきリニア中央新幹線、こちらによって岩倉市に及ぼされる大きな影響、これをしっかりとプラスに変えて、まちづくりを進めていかなければならないというふうに思っております。

どうか、今日は皆様方のこれまでの知識、ご経験、存分に活かしていただき、慎重なご審議を賜りますよう心からお願いを申し上げます。あいさつとさせていただきます。本日はどうかよろしく願いいたします。

事務局：では、本日の都市計画審議会におきます審議事項につきまして、市長より諮問をいたします

〈 諮問 〉

事務局：では、誠に恐れ入りますが、市長は他の公務がございまして、ここで退席をさせていただきます。

〈 市長退席 〉

事務局：これより、諮問書の写しを各委員様に配付させていただきます。しばらくお待ちください。お手元のほうにお配りされておりますでしょうか。

それでは、これより以後の議事進行につきましては、嶋田会長にお願いしたいと思いますが、その前に1点、少しこちらからお詫びを申し上げたいと思います。

昨日の中日新聞の尾張版のほうに、私ども岩倉市の学校教育課のほうで、保護樹林に指定されている樹林の一部を指定解除をせずに伐採をしたということで、少し取り上げられました。都市整備課のほうで、保護樹林につきましては指定解除をしておるのですが、結果として、そのあたりの横の連携がとれず、また当課も保護樹林という認識がなかったということでございます。こういっ

たことが二度と起きないようにということで、私どもも少し対応のほうはきちんと考えまして、4月以降、対応を厳しくしていくということで考えておるところでございます。

特に、緑の基本計画の中に載っております、岩倉神社のヒトツバタゴ、これが北小学校の敷地の中に岩倉神社があるのですが、そちらも非常にきれいな白い花を咲かせるという木のほうも切ってしまったということでございまして、パブリックコメントも終わったんですけども、記述を少し削除させていただいたりということがございますので、少し基本計画の中身につきましても、少し変更した点につきましては、改めてご案内のほうをさせていただきたいと考えております。今回は大変申し訳ございませんでした。

それでは、いろいろすみません。嶋田会長、どうぞよろしくお願いいたします。

会 長 : 会長を仰せつかっております、大同大学の嶋田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、先ほど市長より、当審議会に都市計画に関する諮問が2件ありましたので、ご審議いただきたいと思います。

お手元の審議会次第をご覧くださいませでしょうか。まず、議題(1)から入ります。「議題(1)岩倉市都市計画マスタープランについて」、審議していただきます。事務局よりご説明をお願いいたします。

〈 資料に基づき都市整備課計画営繕グループ長が説明 〉

会 長 : ありがとうございます。それでは、何かご質問、ご意見ございましたら、お願いします。いかがでしょうか。

委 員 : 前回質問した件についての回答をいただきました。資料2の91ページに「優良農地」の言葉として定義をきちっとされて、よく理解できましたので、これで理解できました。

会 長 : 他にいかがでしょうか。

委 員 : 中部地区の河川・下水道の整備で、桜通線の下には貯留管はもう入れない？ 神明ふれあい広場だったり、くすのきの家に入れる方針の方向性を示してるのに、ここにもう1回書くというのはいかがなものかと考えますが。

事務局 : ご指摘ありがとうございます。こちら、桜通線の下に貯留管を入れまして、

浸水対策を実施していこうということであるんですが、昨年度、少しご指摘いただいたように、下の貯留管については道路ではなく、北にあります神明ふれあい広場のくすのきの家のところですが、そちらの敷地の駐車場の用地のあたりに場所を変更しようということで、上下水道課のほうで検討しておるところでございます。ご指摘のとおりでございますので、青の線は少し消させていただきますようにいたします。ありがとうございました。

会 長 : 他にいかがでしょうか。

委 員 : スマートインターチェンジの設置の検討ということで、実は北部地区のほうにもスマートインターチェンジ設置検討というふうに書いてありまして、南部地区のところ、岩倉総合高校のところ 2 箇所書いてあるので、その辺の方向性のことをお尋ねしたいと思います。よろしく願いいたします。

事務局 : スマートインターチェンジでございますが、「将来都市構造図」が概要版の 4 ページでございますが、こちらではまだスマートインターをどこに設置しようかということについては、ほぼ一宮市の土地ということもございまして、漠然としたかたちで、検討ゾーンという色を付けさせていただいています。

これは、北部、中部、南部に分けた際に、少し色が入っているところが北部と南部しかなかったということで、少し図面には表れてきておるんですが、設置の場所につきましては、これから具体的な検討をしていこうということであります。

今、ご指摘にもありましたが、北部では、もともと岩倉バスストップというのが、名神高速道路上にございましたので、その付近、それから南部のほうでは、尾張一宮パーキングエリアですが、その 2 箇所ぐらいが、設置をするのであれば候補地になるのかなということでございますが、ただ具体的な構造の検討とか、当然、費用対効果のこともございますので、そのあたりについては、今後も一宮市さんとも実施については協議しながらやっていく必要があるかなと思っております。

また、当然、スマートインターを設置することとしては、やはりまちづくりの計画というのがセットになります。ただ単にインターチェンジをつくれればいいというわけではございませんので、岩倉市、それから一宮市の設置するとなった場合の土地を、方針についても今後併せて検討が必要かなと思っております。よろしく願いします。

会 長 : 他にいかがでしょうか。

委員：本編の 69 ページの下に南部地域の図があると思うんですけども、川井・野寄の工業団地のところがこの図から見てもわかるように、現在、都市計画法上の市街化区域には入っていないと思いますけれども、今後は市街化区域に編入される予定はあるのかどうか、その見通しをお伺いしたいということと、あと将来的な市の税収、税金の歳入に関わってくると思いますので、要するに市街化区域に編入されるのと、されないのと何が違うのかということ、ちょっと市税収入とかそういうことと関連させて簡潔にご説明いただけたらありがたいです。

事務局：まず、市街化区域の見通しの件につきましては、現在、石塚硝子の周辺が工業地域ということで、市街化区域に入っているのですが、今回、地区計画でやらせていただいております川井野寄工業団地に関しましては、距離がちょっと離れておるということもありまして、今回、新しく位置付けさせていただきました市街化区域の産業系の拡大検討ゾーン、こちらの拡大検討と併せて、もし全体的につながってくると、工業地域につながってくるということであれば、市街化区域に編入をしていこうと考えております。

2 点目の税の歳入のお話についてなんですけども、市街化区域と市街化調整区域で何が違うかと言いますと、都市計画税という税になります。都市計画税につきましては、固定資産税が岩倉市の場合は 1.4%、それに上乗せするようなかたちで市街化区域ですと 0.3%の都市計画税が上乗せして賦課されるというかたちになりますので、その分が歳入としてはプラスになってくるというような考え方になってきます。

委員：ありがとうございます。質問ではありませんが、個人的には、川井・野寄の工業団地、速やかに、都市計画法上の市街化区域に将来的に編入されるように希望しておきます。これは意見に留めておきます。

会長：ただ、市街化区域にするということは、都市基盤を同時に整備をしないといけないということで、お金もかかる場合もあると。ただ、素地がちゃんと整っているのであれば、今ご説明されたとおりにかなと思います。

他にいかがでしょうか。

委員：質問というよりも、これは確認とお願いをさせていただきたいですが、本編の 30 ページですが、公園緑地の整備のことが書いてありました。「魅力ある公園緑地」という言葉が使われていたり、「機能の充実を図ります」とか、そうい

う言葉が使われていて、とても期待できると私は思うんですけども、ただ使っていく市民、あるいは子供たちにとって、機能の充実とは何か、にぎわいある公園はどういうことなのか、ということ具体的には書いてないんですね。漠然と「魅力のある公園」「機能の充実した公園」という言葉が使われています。

でも、実際、ご存知かどうかわかりませんが、一昨日、ソフトボールをやってみえる先生からお聞きした話なんですけども、中央公園のみどりの家側のほうの水道が止められたというお話はご存知ですか？ それはなぜかと言うと、その水道を使って、どなたかが車の洗車をしたから、水道代が上がったからもう水道を止めたということなんです。私、これはちょっと違うと思うんです。子供たちが転んで怪我をして、膝を洗いたいときもありますし、特に今コロナで手を何回も洗ったりするのに、やっぱり公園に水は必要です。それから、安全でなければならない。こういったことを考えると、水道を止めてしまえばそれで済むのかという話は、ちょっと危険なような気がするんです。

今後、魅力のある公園をというふうにお考えいただけるのであれば、そういうこともきちっと現状をしっかりと知っていただいて、市民の声にも耳を傾けていただいて、そういう強化を図っていただきたいというのが、私、これを読ませていただいて本当に願うところでした。決して、絵に描いた餅にならないようによろしくお願いいたしますと思います。

事務局 : ご意見ありがとうございます。まず、水道を止めたという話は、部長も私も初耳でございます、戻りまして確認はしたいと思います。おっしゃるとおり、筋は絶対違うと思いますので、使っている方が無断で、その方に改めていただくべきだと思いますので、申し訳ございません。

魅力ある公園、それから機能という部分でございますが、魅力という部分については、今、公園もずいぶんリニューアルして以降、少し古くなってきたと言ったら語弊がありますが、そんな状態ですので、今後また新しくリニューアルについても検討していく必要があるだろうと思います。その際は、当然また、市民の皆様のご意見をいただきながら、より今よりいい公園をつくっていききたいなと思っております。

先ほどお詫びさせていただいた緑の件もありますが、公園を例えば、地下に上下水道課のほうで調整池をつくらうというなかで、そこも木を切ってしまう、工事をやるうえでは木を切らなければいけないんですが、そういった工事があるので木を切りますという話があるんですが、環境面としてやはり、緑の多い公園というのは当然必要だと考えておりますので、補植をするとか、代替ができないとか、その計画自体見直せないとかということも含めて、公園については、緑が多くて、また機能的であるようなものにしていきたいと考えてま

いりたいと思います。

会 長 : ポストコロナ時代にも入って、つくり方も変わってくると思いますので、よろしくをお願いします。
他にいかがでしょうか。

委 員 : 今、議会でもちょうど新年度の予算等、検討しているという段階でして、いろいろこれからの都市計画をどうしていくのかといったことも含めて、議論が明日以降もまたされていくと思っています。そういったなかで、都市計画道路の整備について、いろいろ地元から意見が出てる部分もあろうかというふうに思っています。

それで、この計画自体は都市計画マスタープランとしていいんですけど、実際に進めていく段階での市民参加と言いますか、こういったものをどのように考えているのか。市民参加条例がありますけど、もうすでに都市マスについてはパブリックコメントをされてやっているわけですけど、実際に計画を進めていく段階での市民参加について、少しどのように考えているかをお聞かせいただきたいと思います。

事務局 : 都市計画道路の整備にあたっては、整備する路線の役割と言いますか、それによって整備手法も変わってくるのかと思います。例えば、郊外における都市計画道路でありますと、それこそ街路樹を植えながら道を整備していくだとかってことになると思うんですが、一方で今、岩倉駅の東側に桜通線という道路を整備するとともに、北から、未整備であります江南岩倉線という道路を整備していこうということを計画としてはもっております。

そうなりますと、やはり多くの、今お住まいの方が移動をしていく必要があるということになりますので、当然ですけど、その道路の整備だけではなく、そもそもまちを、「どういうまちをつくっていくから、こういう道路を引くんです」ということを改めて市民の皆様、関連の地区の皆様にご説明させていただきながら、その役割と市が目的としているということ、内容をきちっとご説明をして、ご理解をいただいた上でやはり整備が必要になってくるのかなというふうには考えております。

長年、ずっと都市計画の線が入ってますので、なんで今頃その整備をするんだということは過去において、市民説明会と言いますか、地元説明会の場でもいただいたところですので、整備する必要性というものはきちっとご説明させていただきながら、整備の計画にあたっては市民の皆様からのご意見も賜りたいというふうには考えてはおります。

委員：意見ですけど、人口減少の社会に入っていくということだとか、あるいは車社会がこのまま続いていくのかどうかということもあろうかと思います。ですから、スマートインターチェンジの問題もありますけど、やはりこの計画ももちろん見直されていくことになろうかと思いますが、そういった際の市民参加、道路が引かれるところまで地元の住民の声というのは大切に進めていただきたいということを要望しておきます。

会長：他にいかがでしょうか。

委員：概要版の8ページ、八剣地区の企業ゾーンの拡大、青のところですが、一宮春日井線の延伸が必要十分条件だと考えられているのか、考えられていないのかお聞かせください。

事務局：八剣の地区に関しましては、やはり近隣の小牧市と連携を図りながらやっていく必要があるというふうに考えておりますので、もちろんそこもないと、結局のところ通り抜けができないものですから、なかなか企業の進出にあたって難しい部分があるかなというふうに考えております。

ただ一方で、八剣地区に関しましては、いきなり全部という考え方もありますけども、一部、例えば、できる部分から進めていくということもありますので、必ずしも一宮春日井線が必ず通らなければいけないというふうには考えていなくて、あくまでできる部分をまずはやっていくというかたちでいけたらいいなというふうに考えております。

会長：他にいかがでしょうか。

委員：4ページの将来都市構造図を用意して、意見を言いたいんですが、農地保全ゾーンがありますよね。具体的に石仏スポーツ広場があって、その西の方で、カネスエの一宮春日井線の北側、鈴井地区の農地保全ゾーンのところに、具体的には駐車場で農地のところにアルミの板で塀をつくって、外から中が見えないというような施設が数軒できている。

僕も農業委員会で、そのところについても農業委員会の中でも話題になったんだけど、そのことを何とか農地保全ゾーンであるので、景観が悪いし、何とか対応できないのか、これはよく意見が出るんです。その時に、転用だとか開発については、これはつくってもいい施設で、合法的であれば認めざるを得ないが、今言ったように、お気づきの方もみえるかもしれませんが、大変違和

感がある。その業者というのか、買った施設の者にしてみれば、外から見えると泥棒が入っちゃうというようなことなかで、アルミなのか鉄板で塀をつくっちゃうということは現実であるんで、農地保全ゾーンの中にそういうぼつぼつ転用、開発があるのは、現状としてはやむを得んのだろうけども、そういう景観を何とか対応できないのか。

そういうことが議題になったときに、景観を守るための、「こういうところについては、こういうものは遠慮してほしい」という条例をつくらないと対応しようがない。これから、岩倉も農地保全ゾーンとは言いながらも、そういうところが増えていくので、景観みたいなものにとっては大事だと思うので、そういう点についても何とか対応策ね。これは議会の先生方をお願いする問題なのかもしれませんけど、お願いをしたい。大変、農業委員会での意見でも、手の打ちようがないということで困っておるということについて、ちょっと意見をお伝えしておきます。

事務局 : ご意見ありがとうございます。私も農業委員会のほうに出ておりますので、そういうご意見をいただいているのは重々承知をしております。現在、農地転用は農地法で照らし合わせて、可能なものについては許可が下りてきているというような状況でありますので、それについて景観で規制をかけていくというお話なんですけども、少しいろいろ他のところも勉強させていただいている、研究をさせていただいている中で、なかなかその辺を条例で縛っているというような状況というのが正直ないところなんです。今後も少し研究はさせていただくんですけども、今すぐその辺を解決できるような得策というのは、現時点では持ち合わせていないというのが現状でございます。

会長 : 景観行政団体にはなっていない？ 景観計画には載っていないですね？ 景観計画でどれぐらい網をかけられるかっていう問題もありますよね。そういう事例を調べていただくといいのかなと思いました。

他にいかがでしょうか。

委員 : 都市整備課の方々に答えさせていただくのは酷かもしれませんが、本編の 13 ページ、真ん中あたりですけれども、「多様な人々と共生する都市づくり」と、こういう項目が挙がっております。その中のひとつに、外国籍市民といかに共生していくのかというようなことが掲げられておるわけなんですけれども、ここの具体的な施策と言いますか、どういう方法をもって、外国籍の人々と共生するのかということをちょっと伺えたらなあと思います。と申しますのは、私自身、前々から言っておりますけれども、絶対に、例えばですよ。ブラ

ジル村をつくってはいかんわけです。日本人村も岩倉市内につくってはいかんわけです。その村と村の壁を打ち破っていくような、いわゆるまさに「共生」、そういう世の中にしていかないと、これからの国際社会の中では、日本の存続そのものが、日本文化の存続そのものが危うくなっていくと、こんな思いを常々しておったわけですけれども、そんな点を踏まえまして、どういう展望をもってみえるのか、あるいは、国内の先進都市ではどういう対策をとっておるのか、そんな点がわかればお聞かせいただけたらと思います。

事務局 : 都市計画マスタープランとしましては、まちづくり構想図の中部地域の中で、本編の 65 ページですね。市街地整備の方針の 4 番目の四角ですね。そちらのほうで、「すべての人にやさしく、暮らしやすい生活空間を形成するため、主要な道路や公共施設などの多くの人々が利用する施設において、ユニバーサルデザインの導入を推進します」ということを記載させていただいているんですけども、いかんせん、都市整備という部分がございますので、なかなかソフト面の対応という内容にはちょっとなってないんですけども、例えば、看板一つにしても、いろんな方が見てわかる、例えば、トイレの表記でもそうなんですけども、男性用と女性用の表記で、例えば色が青と赤だったりするのが、それこそ黒色にしてジェンダーフリーと言いますか、そういった方向性を示したりだとか、要はいろんな人々がそれぞれ困らないような案内サインだとかというようなところを進めていけたらなということで、ちょっとここは記載させていただいた部分があるんですね。皆さんが見て不快に思わないようなサインというようなかたちで、まずはそういった見やすい部分から改善していけたらなというふうに考えております。

会 長 : 確かに、都市マスというのは、都市の整備、開発保全の方針ということで、都市施設に関わるものがメインになってきます。交流の問題とか、そういうソフト的なことは総合計画でどういう議論が出ているのか、もし何か事務局でその辺を把握されてましたら、どういうふうな共存を図っていこうというような、外国籍の方と、そういう何か具体策は総計でもあまり出てないですか？

事務局 : 詳しくは総合計画を確認しないと分かりません。

会 長 : 今、実際にどれぐらいの方、お住まいですか？ 外国籍の方。

事務局 : 48,000 の 6% ぐらいということですので。

会 長 : 地区によっては結構な数の方が住んでみえる。ただ、そういうところで何か問題は発生していますか？

事務局 : すみません。実際に多くの外国籍の方が住んでみえるのは、岩倉団地の地区っていうのが多いという状況でございます。これまでもいろいろ市役所の窓口でポルトガル語とか外国語の方を対応するような職員を置いたりして、なるべく生活に困らない、困ったときには相談にのれるような体制というのはとっていますし、例えば、毎日の話でいきますと、ゴミとかそういう問題、出し方とかがわからないとかいうのがあるものですから、ポルトガル語とか英語とかを使ったゴミ促進アプリのほうを導入させていただいて、そういう登録をしてくださいねと、それを見ていただくといういろいろわかるよというような、生活に関して補助ができるような取り組みというのはやっではおるといのが現状です。

ただ、それがすべてにとということになると、まだ足りない部分があるかもしれません。学校等でも外国籍の子を対象にした外国語教室なども行っていますし、そういう点でいけば、子供たちが学校で日本の暮らしとかそういうルールを覚えてきて、自宅に帰って親に教えるとか、そういうようなことはこれまでもずっと続けてきているというのが現状でございます。

すみません。これぐらいしかわかりませんので、新たにということになると少し担当部署のほうで考えているかもしれませんけれども、申し訳ございません。

会 長 : いかがでしょうか。今の現状の対応としてはそういうことで。共存できるようにという、これからも考えていきたいということでございます。

他にいかがでしょうか。では、ご意見も出尽くしたようでございますので、特に修正は何かございましたでしょうか。

事務局 : 先ほどの調整池の部分につきましては、修正をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願います。

会 長 : では、その修正を含めまして、議決を採らせていただきたいと思います。微修正あわせまして、「議題（1）岩倉市都市計画マスタープランについて」、原案のとおり認めることにご異議ございませんでしょうか。

委 員 : 異議なし（全員）

会 長 : はい、ありがとうございます。

それでは、議決されましたので、よろしく申し上げます。

続きまして、議題（２）に参りたいと思います。「議題（２）岩倉市緑の基本計画について」でございます。まずは、事務局よりご説明をお願いいたします。

〈 資料に基づき都市整備課計画営繕グループ主任が説明 〉

会 長 : はい、それでは、ただ今のご説明に関しまして、何かご意見、ご質問がございましたらお願いします。いかがでしょうか。

委 員 : 緑の基本計画の改定ということで、前の計画にあった部分で、今回の計画はどうなっていくのかというところを少し知りたいなと思います。

「緑の創出」というところで、親水公園の整備のことが、計画としては廃止になってくるということで、ただ竹林公園の五条川におりてくるところ、ワンドが整備されたりということで、当時はかなり画期的であると私は感じていまして、ここが本当に親水公園として利用されていけばいいなと思うんですけど、一方では、大雨が降ると、すごい水かさが増えて、大変危険な状態になってしまったりだとか、見にくくなってしまったりだとか、そういうような状態になっていたりしています。

新しい計画において、親水の水に親しむ、こういったものについてはどうやって位置づけられていくのかなというところが少し気になる場所なんですけど、その辺についてはどういうふうにお考えでしょうか。

事務局 : 水とのふれあいというお話ですけども、緑の回廊のほうで、多自然調整池というものを今、計画しているところでございます。こちらについては、現在実施中の川井野寄工業団地地区計画のほうで調整池をつくる計画がございます。

調整池の周辺に植栽を入れたりだとか、あとは擁壁を環境型の擁壁にする、要は土がつくとそこから草が自然生えしてくるような擁壁に変えていくという話がありまして、そうした緑の創出とそういった調整池という水と絡めて、ナチュラルクラブさんとかそういったところと、イベントとして何か植栽を植えるとか、擁壁に自然生えするように予め在来種の種をまくとか、そういった何かイベントができたらいいなというふうにならざるを得ないところがございます。

そちらにつきましては、環境保全課ですとか担当課とも連携をとりながらやっていけたらというふうにご検討しております。

委 員 : はい、わかりました。新たな多自然調整池の推進ということで、その辺は進

めていていただきたいなというふうに思いますが、あそこの親水公園というところをどのように感じているかということだとか、もちろん環境保全課などとの連携が必要だというふうに思ってますけど、例えば、外来種生物の調査だとか、あるいは生物の多様性の調査だとか、いろんなことが行われる場所でもあるわけで、そういったところでその活用は、これからもしていくという流れで管理をしながらということなんですけど。

事務局 : そうですね。はい、そういった考え方で結構です。

緑の育成・活用の部分でも自然生態園などの活用というところで、環境意識の高揚ということで環境学習だとか環境イベントを開催しというような記載をさせていただいているんですけども、そちらでも具体的にどれぐらいの、自然生態園でも現在、在来種がどれだけあってとか生物調査みたいなことをやっておりますので、そういったことも含めて管理はしていきたいというふうに考えております。

委員 : 僕は、多自然型擁壁というのは、最初は上手くいくんですよ。最初だけ。数年間だけです。その後、雑草が生えて、結局手入れしなきゃいけない。あんまりね、結果がよくない。

五条川沿いのところもやりましたが、結局、雑草が勝っちゃってるんですよ。

定期的に手入れをしないと、逆に職員の皆さんが手入れするほうが大変になって、あまり僕は、結果的にはお勧めしない。どこのまちでもやっているんですけど、結果的にあまり上手くいかないというところがあって、その辺のところはよくよく考えてから導入しないと、僕は、成功事例はありますが、かなり手入れをしました。それぐらいの覚悟で多自然型擁壁をやるということでのよろしいのでしょうか。

事務局 : 調整池は 100m×100m という非常に大きな調整池なんですけど、高さはだいたい 1m30 cm～1m50 cm ぐらいの擁壁の高さということでありまして、きちっとここに草が生えるということは、擁壁を採用するという段階からもう覚悟を決めておりまして、すべてコンクリートではってしまうというより、植生という部分で周りの緑と少し調和しながら、少なくとも私どもとして、そういう取り組みをきちっとやっていこうという部分がありますので、覚悟を決めて、維持管理課と環境保全課と、やはりそういった教育、子供たちへの教育の場であったり、また、進出していただく企業さんともタイアップしながら、何か岩倉のやり方みたいなのが構築できていければなあと思っておりますので、またいろいろとご指導よろしくお願ひいたします。

会 長 : 他にいかがでしょうか。

委 員 : 2つ、お願いします。緑の保全のパンフレットの左から2枚目。右下に民間施設の緑化というので紹介が何軒かされていますが、農協の岩倉支店が、緑、集い、暮らしというコンセプトでつくられました。市なのか、県なのかから補助金ももらって、壁面緑化をしてあるんです。年間50万円ぐらい経費がかかって、こういう取り組みにということで作られておるので、これから何かまた、こういう写真で紹介をする時に、こういうのを使えそうだったら、ちょっとご記憶に。年間で50万円ぐらにかかっています。かなり投資をして協力をしておるということについて、ちょっとアピールさせていただいて、またよろしく願います

もう1つは、先ほど謝罪があった保護樹林の件だけど、正起寺の保護樹があったんだけど、どれが保護樹林だとかいう立て札とか、そういうものがないですよ。あるのかな？

事務局 : ございます。保護樹林につきましては、立て札がささっておりますし、一本一本指定させていただいている保護樹につきましては、ネームプレートみたいなものをぶら下げてやってあるんですけども、一部ないものもあるということで、そちらにつきましては今回、岩倉神社のほうは、立て札がなくなっておったというところをございまして、ちゃんとあるものでございます。

委 員 : そういうものはプレートをちゃんとやるということになっておったんだけど、残念だけどそれがなかったもんでということだったんですね。

それに関連してですが、農地の関係でも、農地の転用だとかをする時に、開発するのに田んぼに土を入れますよね。それについて、今の制度だと、特に何の掲示もせずに、やれちゃうんですね。

本当はそれは、農地を違法に転用しようとした時に、傍から見ると、通ってやっておるのか、まだ転用の許可が下りずにやっておるのか、区別が出来へんのよね。だから、それについて、このところにある柵のところに、許可が下りて開発をする時には、許可が下りたよという看板をやるようにすると、違法な転用なんかも減るので、保護樹の看板もないという認識でおったので、そういうのはあるようですので、そういう点、ちょっと思ったので意見を述べさせていただきました。

事務局 : 今の農転が許可を得てますよという、建築の許可が下りている場合について

はそういうものは出ますので、そこについては研究のほうをしていきたいと思
います。

市内でも違法の転用をされてるところが、やはり見受けられますので、そう
いったものを防ぐためにも、また研究のほうをさせていただきたいと思いま
す。

保護樹林についてのプレートですが、実は今回の件がありまして、プレート
がどうだというのを確認させていただいてまして、実は去年はあったとか、今
年はなかったとか、そういうケースが見受けられておりますので、市としても
そのあたり、きちっと管理をしていきたいなと思っております。

委 員 : 年に 1 回ぐらいは、プレートの確認はされているんですか。どんな感じで管
理されているのか。

事務局 : 基本、一年に一回、市の職員が見に行っておるんですけども、昨年、行って
なかったです。そういうこともあって、今まで適正にきてたもんですから、少
しそういう気のゆるみが失敗だなというのがありますので、必ず年 1 回は点検
のほうに参りたいと思います。

会 長 : 他にご意見等なければ、お諮りしたいと思います。「議題 (2) 岩倉市緑の基
本計画について」、原案の通り認めることにご異議ございませんでしょうか。

委 員 : 異議なし (全員)

会 長 : ありがとうございます。皆様からご異議なしということで、「議題 (2) 岩倉
市緑の基本計画について」は議決されました。

では続いて、「その他」についてでございますが、事務局から出ております
ね。資料 3 について、よろしく願います。

〈 資料に基づき都市整備課計画営繕グループ長が説明 〉

会 長 : 今後、出てくる案件ということで、事前にちょっとアナウンス的なご説明で
ございますけども、何かご質問ございましたら願います。

委 員 : 現在、生産緑地でここ数年、実は生産緑地で作物をつくってないようなところ
もございますが、毎年確認はされてますでしょうか。

事務局 : 毎年、確認はさせていただいております。正確に言いますと、国の取り扱い

でも必ず作物をつくってなくてはいけないというわけでもなくて、いつでも農業というか、畑とか始められるように休耕地というか、そういった形で管理している場合についても、また生産緑地として指定しても差し支えないというようなお話もありますので、必ずしも農地が何かつくってないといけないというふうに、生産緑地だから何かつくらないといけないというわけではなくて、あくまで休耕地でも生産緑地として指定はさせていただいているというような形です。

委員： 「(3) 農地等利害関係人への同意取得」ですね。団地数のところで、一部継続で、「※同一団地内で希望ありと希望なしに意見が分かれた団地数」が 12 団地、16,817 m²これは意見が分かれているから、まだ 500 m²を維持できるか、できないかというのは承知しているのでしょうか。

事務局： 一応、こちらのほうでも、その団地が 500 m²切りそうなのか、切らないのかというところは、今、実は調整はしておるところでして、一団の組み方を変えたりするということもできるようになっている部分がありまして、そういった組み替えの中で 500 m²が維持できるということであれば、500 m²そのまま、また指定をさせていただくというふうに考えておりますので、まだ全部が全部 500 m²切ってしまうような生産緑地者が出てくるというわけではないというふうに考えています。

その組み替えの中でも、500 m²を切ってしまうというようなものが出てきた場合は、それはちょっと考えなきゃいけないかなというふうに考えておりますが、今のところは、そういったものも含めて考えていく中で、漏れが出ないんじゃないかなというふうに今、把握はしているところです。

会長： よろしいでしょうか。なければ、その他、委員の皆様から何かご発言等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、本日の審議会は閉じさせていただきます。委員の皆様、本日は何かとご多忙の中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございました。